

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 5 年 1 2 月 2 6 日付けの障害児福祉手当資格喪失通知書により行った障害児福祉手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

障害程度非該当とあるが、今までと変わらず服薬・通院しており、該当していると思うため、本件処分の取消しを求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 1 1 月 2 5 日	諮問
令和 7 年 1 月 9 日	審議（第 9 6 回第 1 部会）
令和 7 年 2 月 1 7 日	審議（第 9 7 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法令の定め

法 17 条は、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、手当を支給するとしている。

法は、「重度障害児」について、「障害児（法 2 条 1 項の「20 歳未満であつて、第 5 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者」）のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」（同条 2 項）と定義し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）1 条 1 項は、法 2 条 2 項の「政令で定める程度の重度の障害の状態」について、「別表第 1 に定めるとおりとする。」としている。

法 19 条は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

法 26 条において準用する法 5 条の 2 第 1 項（特別児童扶養手当の支給期間に関する規定）は、手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとしている。

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 3 条 1 項は、手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者に文書でその旨を通知しなければならないとし、同 11 条は、手当の支給機関は、受給者の受給資格が消滅したときは、その者に文書でその旨を通知しなければならないとしている。

なお、法の規定により市が処理する事務は、地方自治法 2 条 9 項 1 号に規定する第 1 号法定受託事務である。

(2) 認定基準等

ア 「特別障害者手当制度の創設等について」（昭和 60 年 12 月 28 日付社更第 160 号厚生省社会・児童家庭局長連名通知。以下「手当制度通知」という。）第 2・3 は、手当の障害程度の認定は、

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（下記イ）及び次により行うこととしている。

上記の「次により行うこと」として、手当制度通知第2・3・(4)は、実施機関において障害程度の認定を行うことが困難な事例については、都道府県本庁に必要な応じて照会し、制度の適切かつ統一的運用を図ること、同・(5)は、障害程度の認定の適正を期するため、必要な応じ期間を定めて認定することとし、再認定に係る診断書の提出を求める時期は（略）、その月のおよそ1月前までに期限を付して当該受給資格者に対して診断書の提出方を通知することとしている。

イ 手当の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準（政令1条1項に該当する程度の障害の認定基準）である「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付社更第162号厚生省社会局長通知）の別紙。以下「認定基準」という。）第一は、共通的一般事項として、障害程度の認定は、原則として、障害児福祉手当認定診断書によって行うこと（同・3）、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要な応じて照会すること（同・7）、障害の程度についての認定の適正を期するため、必要な応じ期間を定めて認定すること（以下「有期認定」という。）としている（同・8）。

そして、認定基準第二・4・(1)は、心臓の機能障害について、別紙3のとおり定めている。

(3) 有期認定について

ア 本件のように、受給資格者に対し、期間を定めて手当の受給資格を認定し、当該受給資格者が上記期間後も引き続き手当を受給しようとする場合の手続は、法19条の規定による手当の受給資格についての認定の請求に基づくものではないが、手当制度通知第2・3・(5)により処分庁が当該受給者に対し、再認定のための診断書を提出すべきことを求めていることからすれば、受給資格に係る障害の再認定の判断は、上記診断書の記載内容を基に行われるものと解される。

イ また、特別児童扶養手当においては、有期認定の期限前に診断書が提出された場合に受給資格がないと判断されたときの手当の取扱

いについて、「診断書作成日をもって受給資格を喪失させる」とされている（「特別児童扶養手当に関する疑義について」（平成28年6月15日付障企発0615第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）第4・問2・答）。このことは、法26条が特別児童扶養手当の支給期間に係る規定（法5条の2第1項）を準用していることからして、手当においても同様に当てはまるものといえる。

(4) 手当制度通知及び認定基準の位置付け

手当制度通知及び認定基準は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準である。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

本件診断書は心臓疾患用のものであることから、請求人が政令別表第1第8号に該当するため、日常生活において常時の介護を必要とする者かどうかについて、以下検討する。

心臓の機能障害の基準を定めた認定基準第二・4・(1)は、心臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行い、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、政令別表第1第8号に該当するものとするとし（別紙3・第二・4・(1)・イ）、同号に該当すると思われる病状について、「次のうちいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己の身の辺の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの」（同・ウ）及び「前記ウのほか小児の心臓機能障害」で同号に該当すると思われる病状について、「原則として重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもので、次のうち6以上の所見があるもの」（同・エ）と定めている。

これを本件についてみると、本件診断書によれば、請求人は、「三尖弁閉鎖症に対してフォンタン術後で、心機能や肺高血圧に注意しながら内服調整を行っている。」とされている（別紙1・7）。そして、臨床所見は、「著しい発育障害」は有とされているものの、その他の「心音・心雑音の異常」、「多呼吸又は呼吸困難」、「運動制限」、「チアノーゼ」、「肝腫」及び「浮腫」はいずれも無とされ、X線所

見・心電図所見は、「心胸比５６％以上」、「肺血流量増又は減」、「肺静脈うつ血像」、「心室負荷像」、「心房負荷像」、「病的不整脈」及び「心筋障害像」のいずれも無とされ、養護の区分は「１か月～３か月ごとの観察」とされている（同・６）。

そうすると、本件診断書によれば、請求人は、臨床所見、X線所見・心電図所見及び養護の区分のいずれにおいても、認定基準第二・４・(1)・ウ及びエの障害の状態に当たらず、政令別表第１第８号に該当すると思われる病状にあるとはいえない。

したがって、処分庁が、請求人は、政令で定める程度の重度の障害の状態にある重度障害児とはいえず、手当を支給すべき事由が消滅したとして、本件診断書の作成日である令和５年１０月２３日をもって請求人の手当の受給資格を喪失させたこと（本件処分）に、違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人は、上記第３のとおり、今までと変わらず服薬・通院もしており、重度障害児に該当していると思うと主張する。

しかし、手当の再認定の判断は、上記１・(2)及び(3)のとおり、本件診断書の記載内容を認定基準に照らしてなされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の障害の状態は、認定基準第二・４・(1)・イないしエに該当せず、政令で定める程度の重度の障害の状態にないことは上記２のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙１ないし別紙３（略）